

山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付要綱（平成29年山鹿市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書を削る。

第3条中「対象法人が」の次に「対象事業所において」を加える。

第4条を次のように改める。

（助成対象経費）

第4条 この要綱による助成金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）

は、対象法人が負担した研修等（修了し、又は合格した研修等に限る。）に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資格試験受験手数料、講座及び研修の手数料
- (2) 教材費（研修を受講するに当たり必要な物に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第9条中「当該承認を受けた日の属する年度」の次に「（当該事業計画が翌年度にわたる場合にあつては、当該翌年度）」を加え、同条ただし書を削り、同条第1号中「おいて計画した研修等において当該年度内に」を「基づき」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

様式第5号※添付書類第1項を次のように改める。

1 各種研修の修了及び国家試験等の合格を証明できるもの

- (1) 介護職員初任者研修・介護職員実務者研修を受講した場合 指定研修実施機関からの修了証明書の写し
- (2) 介護福祉士試験を受験した場合 介護福祉士試験の合格通知書の写し
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験を受験した場合 都道府県知事又は指定試験実施機関からの合格通知書の写し
- (4) 介護支援専門員実務研修を受講した場合 介護支援専門員実務研修の課程を修了し、都道府県知事から発行された修了証明書の写し
- (5) 介護支援専門員更新研修を受講した場合 介護支援専門員更新研修の課程を修了し、都道府県知事から発行された修了証明書の写し
- (6) 主任介護支援専門員研修を受講した場合 主任介護支援専門員研修の課程を修了し、都道府県知事から発行された修了証明書の写し

(7) 主任介護支援専門員更新研修を受講した場合 主任介護支援専門員更新研修の課程を修了し、都道府県知事から発行された修了証明書の写し
様式第5号※添付書類に次の1項を加える。

5 その他市長が必要と認める書類

様式第7号中「決定」の次に「及び確定」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山鹿市介護人材育成支援事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に新要綱第9条の規定による助成金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に助成金の交付の申請を行う者については、なお従前の例による。